第10の項目について

教職員の感染防止対策については、児童生徒等と同様に取り組む必要があると考える。

　まずは、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策や、出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理をしっかり行うよう留意していただきたい。

　その上で、市町村教育委員会に対しては、学校現場での感染防止対策については、「感染症対策マニュアル」等を通じて引き続き指導・助言するとともに、活用可能な国の補助金・財政措置等については、適宜情報提供をおこなっていく。

　府立学校においては、令和２年４月22日付及び同５月18日付文部科学省通知に基づき、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの感染防止行動を改めて徹底するよう、安全衛生管理者に対し指導したところ。

　また、市町村教委に対しても同様に周知徹底を図ったところ。

　今後とも、関係機関と連携しながら、感染防止にかかる最新情報の収集に努め、学校現場において必要な感染症防止対策が行われるよう、適切に対応していく。

第11の項目について

府立学校においては、平成22年5月に「勤務時間の適正な把握のための手続き等に関する要綱」を策定し、府立学校における教職員の勤務時間の適正な把握に努めているところ。

平成24年10月から退勤スリットを実施したことを踏まえ、勤務時間管理者である校長等が時間外等実績を把握することとした。また、１月あたりの時間外等実績が80時間を超える者に対しては、ヒアリング等を実施し、当該時間外等実績に係る主な業務内容等について把握の上、必要に応じ、業務処理方法の改善に関する指導若しくは助言を行うこととしたところ。

市町村立学校における教職員の勤務時間の適正な把握については、市町村教育委員会に対する指導・助言事項において、府立学校で実施している趣旨を踏まえ、同様の措置がとられるよう働きかけてきたところ。

また、平成30年8月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を各府立学校及び各市町村教育委員会あてに周知し、啓発を図っているところ。

令和２年４月には「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等」を制定して、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところ。

今後とも、教職員の勤務時間の適正な把握に努めるとともに、勤務時間を意識した働き方の推進に向けて取り組みを進めていきたい。

第12の項目について

　学校における働き方改革を進める観点から、長期休業期間中における代替教員等の措置につきましても、適切に対処していく。

第13の項目について

　教員への一年単位の変形労働時間制の導入については、今後国の動向等を注視していく。

第14の項目について

　学校事務職員のモチベーションを向上させるためにも、また教職員の働き方改革に繋げるためにも、「事務の共同実施」は有効であると認識している。

　これまでも様々な場を活用するなど工夫をしながら市町村教育委員会に対し、自主的な取組みを働きかけているところであり、これまでの取組みで、検討が乏しかった市町村教育委員会においても、少しずつではあるが、より具体的な検討が進められてきているところ。

　今後も引き続き市町村教育委員会に対し、様々な場を活用して検討を促していく。

第16の項目について

　支援学級の設置については、各市町村教育委員会から支援学級入級希望の児童生徒の障がいの状況等を十分聴取し、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、障がい種別による学級設置の促進を図っていく。

　通級指導教室については、今年度、政令市を除き、小学校で230教室、中学校で79教室、義務教育学校3教室、合計312教室を設置している。府教育庁としては、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒の状況やニーズをふまえ、通級指導教室の充実を図るとともに、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施するよう、国に対して強く要望していく。

　「市町村医療的ケア体制整備推進事業」については、平成18年度から市町村における取組みのインセンティブとして補助を行ってきたところであり、本事業を活用して、今年度5月末現在では、29市町173校に看護師が配置されているところ。

　また、同事業に加えて、学校看護師の確保や定着支援、施設整備に対する補助といった観点から、平成30年度より「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施している。昨年度から、事業内容を拡充し、新たな障がい種別の支援学級設置に関する施設整備を行う市町村に対する補助も行っているところ。引き続き、支援を必要とするすべての児童生徒が安心して小・中・義務教育学校へ就学し、安全安心な学校生活が送れるための体制づくりの促進に努めていく。

　今後とも、障がいのある児童生徒へのきめ細やかな対応がより一層推進されるとともに、教職員の負担軽減が図られるよう努めていく。

第20の項目について

　教職員の感染防止対策については、児童生徒等と同様に取り組む必要があると考える。

　まずは、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策や、出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理をしっかり行うよう留意していただきたい。

　その上で、市町村教育委員会に対しては、学校現場での感染防止対策については、「感染症対策マニュアル」等を通じて引き続き指導・助言するとともに、活用可能な国の補助金・財政措置等については、適宜情報提供をおこなっていく。

　消毒については、6月4日付文部科学省事務連絡「学校における消毒の方法等について」において、新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について示されたところ。今後も、各関係機関の情報について、新たな見解等が示され次第、適宜情報提供を行っていく。

　児童生徒の学習保障に向けて、国の補正予算を活用し、市町村の希望に応じて放課後等の補充学習への支援や授業中の個別学習支援を行う学習支援員の配置を進めているところ。あわせて、小６と中３で、密を避けるための少人数編成による授業を行うための加配教員の配置も進めている。

第22の項目について

令和３年度入学者選抜の詳細については、６月下旬に、市町村教育委員会を通じて中学校等に対して資料を送付するとともに、６月末に府内公立中学校等の３年生全員に配付した「公立高等学校ガイド」の中に「令和３年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要」を掲載した。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している「進学フェア」は中止することとなったが、代わりに７月20日に公開する「WEB版大阪府公立高校進学フェア2021」において、入学者選抜制度に係る資料を掲載するなど、中学生や保護者の皆さんに制度の周知を図ってまいる。また、10月下旬には選抜実施要項について、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などを対象に説明を行う予定。

さらに、中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、府教育委員会のホームページに、公立高等学校・支援学校検索ナビ（愛称：「咲くなび」）を開設し、公立高校や支援学校の学校情報を提供している。併せて、各学校のホームページについても、創意工夫に努め、学校の活動を鮮明に伝えるよう指導しているところ。

これまでも、中学校等における事務作業を軽減するため、平成28年度入学者選抜からは「成績一覧表作成ソフト」や「調査書作成ソフト」を順次導入するとともに、成績一覧表の提出を不要とした。加えて平成30年度入学者選抜からは調査書を出願時にも提出できるようにした。

今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

入学者選抜制度の変更に伴い、進路指導の一層の充実が必要なことから、進路指導の核となる中学校を中心に府内全域のネットワークを構築し、情報共有する中で、各地区及び各中学校の進路指導の充実を図った。

今年度も、生徒一人ひとりが、希望する進路実現に向けた進路指導の取組みの充実のために進路指導地区代表者連絡会を設置し、進路指導の核となる中学校への支援として、非常勤講師措置を行っているところ。

第23の項目について

職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であると認識している。

　これまで、府教育庁では、平成29年６月に各ハラスメント指針の相談体制の整備に係る部分の表現等の整理について、令和元年10月には、パワー・ハラスメント指針「参考」の表現についての変更をそれぞれ行い、府立学校校長・准校長あてに通知し、市町村教育委員会あてに参考送付するなど、周知を図ってきたところ。

　令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われたことを踏まえ、現行の教職員間のパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに通知するとともに、市町村教育委員会あてに参考送付したところ。

　また、今年度の「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げている。

　今後とも各ハラスメント指針について、周知を図るとともに実態把握に努めるなど、快適な働きやすい職場環境づくりに努めていく。

第24の項目について

府教育庁では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年４月から５年間を計画期間とする新たな大阪府教育委員会特定事業主行動計画を策定し、次世代育成の趣旨から、子育て中の教職員の支援に向けた取り組みを進めてきたところ。

　今後、前期計画の検証を行った上で、速やかに後期計画の策定に取り組んでいく。

　引き続き、すべての教職員が仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組んでいきたい。

第25の項目について

教職員の感染防止対策については、児童生徒等と同様に取り組む必要があると考える。

　まずは、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策や、出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理をしっかり行うよう留意していただきたい。

　府立学校においては、新型コロナウイルス感染症防止のための在宅勤務の取扱いを継続することとしている。

　新型コロナウイルス感染症に関する職務専念義務免除については、国の制度に準じて実施しているところ。今後とも、国の制度を基本に対応していきたい。

　新型コロナウイルス感染症にかかる国の抗体検査を受けた場合の服務の取扱いについて、国と同様に、６月１日に遡って職務専念義務を免除することとしている。

第26の項目について

勤務条件等については、従前から必要に応じて、各府立学校及び各市町村教育委員会あてに周知を図るとともに、研修会等のあらゆる機会を通じて周知してきたところ。

　また、「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」においても、次世代育成支援対策推進法に基づく大阪府特定事業主行動計画の趣旨を踏まえ、年休や子育てのための休暇・休業等の取得を含め、適切な対応を行うとともに、母体保護及び育児に係る休暇制度等について、全教職員への周知を図るよう指示しているところ。

　さらには、教職員の更なる休暇・休業制度の理解向上と取得促進につなげるため、育児に関して利用可能な制度を一覧にした表を、各府立学校及び各市町村教育委員会へ送付し、全教職員への周知に努めているところ。

　今後も、勤務条件等、特に母体保護や子育てに関する特別休暇の制度の運用が、適切に行われるよう指導するとともに、子育て中の教職員をはじめ、すべての教職員が働きやすい職場環境づくりに努めていきたい。

　教職員の母性保障については、母性保護の観点から個々の実態を踏まえ、適切に対処していく。

　養護教諭に対する職務軽減については、平成20年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

　また、平成31年1月から、基本的に、その代替者について、措置しているところ。

　なお、平成30年度から、育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について、措置しているところ。

　これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

　また、大阪府では、栄養教諭制度が創設されたことを受け、正規の栄養職員を栄養教諭に移行してきた。

　栄養教諭に対する職務軽減については、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとして、令和２年８月から、基本的に、その代替者について、措置していく。